

3 . 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願

3 . 1 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願

防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願の願書の作成方法です。

< 商標法施行規則様式第 8 >

(オンライン手続の場合の願書作成例)

【書類名】	防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願
【整理番号】	T 2 0 0 0 - E 1
【提出日】	平成 1 2 年 1 0 月 1 2 日
【あて先】	特許庁長官殿
【防護標章登録の登録番号】	商標登録第 2 9 9 9 9 0 0 号の防護標章登録第 1 号
(【商品及び役務の区分】)	
(【第 3 2 類】)	
【更新登録出願人】	
【識別番号】	0 0 0 0 0 0 0 0 4
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 4 - 4 - 4
【氏名又は名称】	商標サービス株式会社
【代理人】	
【識別番号】	9 0 0 0 0 0 0 2 4
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 4 - 4 - 3
【氏名又は名称】	商標太郎
【電話番号】	0 3 - 3 5 8 0 - 8 0 1 2
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	4 2 0 0 0
【提出物件の目録】	
【物件名】	

説明 1 記録項目の概要

防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願の願書記録項目は、【防護標章登録の登録番号】の欄、及び防護標章登録に基づく権利に係る「商品及び役務の区分」の数を減じて出願するときに【商品及び役務の区分】の欄を設けること以外は、『1.1 商標登録出願』の「説明 1 記録項目の概要」と基本的に同様です。

記 録 項 目	概 要
【防護標章登録の登録番号】	・【あて先】の欄の次に【防護標章登録の登録番号】の欄を設けて、「商標登録第 号の防護標章登録第 号」のように、更新登録を受けようとする防護標章登録の登録番号を記録してください。
(【商品及び役務の区分】) (【第 類】)	・一出願多区分で登録されている防護標章について、区分の数を減じて更新登録出願をするときは、【防護標章登録の登録番号】の欄の次に【商品及び役務の区分】の欄を設け、【第 類】のように、更新登録を求める商品及び役務の区分を記録してください。
【更新登録出願人】 【識別番号】 (【住所又は居所】) 【氏名又は名称】	<ul style="list-style-type: none"> ・識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号をなるべく記録してください。ただし、出願人本人がオンライン手続を行うときは、手続者の意思確認のため、識別番号の記録は必須となります。 ・識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 ・出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記録を省略することができます。 ・出願人が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 <p>【更新登録出願人】 【識別番号】 (【住所又は居所】) 【氏名又は名称】</p> <p>【更新登録出願人】 【識別番号】 (【住所又は居所】) 【氏名又は名称】</p> <p>(注) 代理人がないときは、オンライン手続を実行した出願人以外の出願人は、出願の日から3日以内に「オンライン手続を行った旨の申出」を手続補足書(『6.2 オンライン手続を行った旨の申出に係る手続補足書』を参照)により行わなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄(出願人が法人のときは【代表者】の欄)の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願の願書作成上の注意点は、『1.1 商標登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と基本的に同様です。

3.2 書面に出願する場合の注意事項

説明1 記載項目の概要

防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願を書面の提出により行う場合の願書に記載すべき主な項目の概要は、『1.7 書面に出願する場合の注意事項』の「説明1 記載項目の概要」、及び『3.1 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願』の「説明1 記録項目の概要」と基本的に同様です。

説明2 記載項目及び記載内容の注意点

願書作成上の注意点は、『1.7 書面に出願する場合の注意事項』の「説明2 記載項目の概要」、及び『1.1 商標登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と基本的に同様です。